25,001―	70,000	1,290,748	289,128	251,696	171,669	163,925	19,361	11,617	46,381	41,821	37,953	24,313	
		円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	
		9,386	2,102	1,830	1,248	1,192	141	84	337	303	275	176	
		円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	
70,001―	180,000	3,791,215	849,232	739,287	504,232	481,484	56,868	34,121	136,206	122,810	111,444	71,388	
		円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	
		8,843	1,981	1,724	1,176	1,123	133	80	317	286	259	167	
		円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	
180,001人以上		2,305,219	516,369	449,518	306,594	292,763	34,578	20,747	82,801	74,662	67,751	43,397	

備考　1．第２号被保険者数の欄は、当該年度における平均第２号被保険者数の区分をいうこと。
　　2．当該年度における平均第２号被保険者数は、前年度の１月から当該年度の12月までの各月末における第２号被保険者数の合計数を前年度の１月から当該年度の12月までの間の事業を行った月数で除して得た数とすること。この場合において、その算定した数に小数点以下の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとすること。
　　3．地域差加算額の欄の地域手当の区分は、一般職の職員の給与に関する法律第11条の３第３項による地域手当の支給地域の区分をいうこと。
　　4．寒冷地加算額の欄の級地の区分は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律による寒冷地手当の支給地域の区分をいうこと。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令第十六条、附則第二条、別表第一及び別表第一の二の規定は、平成二十二年度に係る事務費負担金及び組合特別調整補助金について適用する。

○厚生労働省令第三十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百七条及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百五十五条の規定に基づき、健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

様式第十二号（表面）中「平成23年３月31日」を「平成24年３月31日」に改める。

様式第十六号㈠中「平成23年３月31日」を「平成24年３月31日」に改める。

様式第十七号㈣中「平成23年３月31日」を「平成24年３月31日」に改める。

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

様式第四号（表面）中「平成23年３月31日」を「平成24年３月31日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則の様式により使用されている書類は、当分の間、同条の規定による改正後の健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。

（船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正前の船員保険法施行規則の様式により使用されている書類は、当分の間、同条の規定による改正後の船員保険法施行規則の様式によるものとみなす。

○厚生労働省令第三十九号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第二項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第百六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の二第一項第一号イ中「十万四千七百三十円」を「十万四千五百三十円」に改め、同号ロ及びハ中「五万六千七百九十円」を「五万六千七百二十円」に改め、同条第二項中「十万四千七百三十円」を「十万四千五百三十円」に、「五万二千三百七十円」を「五万二千二百七十円」に、「五万六千七百九十円」を「五万六千七百二十円」に、「二万八千四百円」を「二万八千三百六十円」に改める。

○厚生労働省令第四十号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条及び第百一条、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十二条第五項並びに健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定に基づき、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第一条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第五項中「第三項」を「第四項」に改める。

附則第十六項中「平成二十三年三月三十一日までの間」を「当分の間」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第一条の二第一項第一号（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この省令の施行の日以後に受けた介護に係る介護料の額の算定について適用し、同日前に受けた介護に係る介護料の額の算定については、なお従前の例による。